

2018年 月

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿
厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

第35期中央労働委員会労働者委員の公正任命を求めます

中央労働委員会は、「労働者が団結することを擁護し、及び労働関係の公正な調整を図ることを任務」（労働組合法第19条の二の②）とし、「不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限」（同第20条）を有する重要な独立行政委員会です。そして、労働者委員は、参与委員として、申し立て労働組合の思いや意見を労働委員会の審査に反映する重要な役割を担うとともに、公益委員の任命に対する同意権を持っています。

労働者委員の任命については、1949年のいわゆる「54号通牒」において、「労働者委員の選考にあたっては、系統別の組合数及び組合員数に比例させること」と定められています。しかし、1989年の日本の労働戦線の再編を契機に、労働者委員は「連合独占」という極めて不公平・不公正が続いていました。2008年の第30期から第33期まで特定独立法人担当の労働者委員については4名中1名の委員が連合以外から任命され、そして、2016年の第34期の任命で一般民間企業担当の委員11名中1名が連合以外から任命されたことで、労働者委員が連合推薦の委員で独占されてきた事態は解消されました。しかし、労働者委員の合計15名中1名しか連合以外の委員は依然として任命されておらず、「系統別の組合数及び組合員数に比例」には至っていません。

労働委員会での不当労働行為の審査において、申し立てた労働組合にとって労働者委員が信頼できるかどうかは非常に重要です。異なる潮流の労働者委員と信頼関係をつくれずに審査・審問に影響を及ぼすことも少なくありません。第35期の任命では、一般企業担当の労働者委員を連合独占に逆戻りさせることなく、連合以外の推薦者から複数任命することを求めます。

記

第35期の中央労働委員会の労働者委員の任命にあたっては、連合以外の推薦者を任命すること。具体的には、北口明代さん(生協労連・委員長)と田中広喜さん(新聞労連・争議対策副部長)を任命すること。

団体名または争議名

代表者または個人

私のひとこと

